

軽自動車税障がい者減免について

※減免基準に該当するかの判定は、該当年度の4月1日から納期の末日までの期間内の状況により判断します。

1. 対象となる車両

- ① 一の納税義務者につき一の軽自動車等に限る。
- ② 軽自動車等の納税義務者が自動車税の課税対象となる自動車を所有している場合において、下表に規定する理由と同様の理由によって自動車税の軽減又は免除を受けていないこと。

2. 減免となる要件

軽自動車税の障がい者減免の対象となるのは、下表のとおりです。

条例	決定理由コード	減免の対象となる軽自動車等		
		軽自動車等の納税義務者	軽自動車等を運転する者	条件
市税条例 第64条 第1項 第2号	21	障がい者※	障がい者※	専ら障がい者※が運転すること。
	22	障がい者※	生計を一にする者	専ら障がい者※の通学、通院、通所等もしくは生業（以下、「通学等」）のためであること。
	23	障がい者※	常時介護する者	専ら障がい者※の通学等のためであること。
市税条例 第64条 第2項	24	生計を一にする者	障がい者※	専ら障がい者※が運転すること。
	25	生計を一にする者	生計を一にする者	専ら障がい者※の通学等のためであること。
	26	生計を一にする者	常時介護する者	専ら障がい者※の通学等のためであること。

※「障がい者」の範囲は次ページのとおり

対象となる車両の納税義務者や運転者等の区分を確認し、該当する決定理由コードの誓約書様式を使用してください。

○生計を一にするとは、下記の負担があり、食事、身の回りの世話などを行っていることです。

- ・生活費、学資金、療養費等を負担
- ・公共料金、家賃等を負担
- ・通院や通学等の際にかかる経費を負担
- ・施設入所の際の経費を負担

○障がい者のために専ら使用するとは、以下の目的で、専ら（おおむね8割以上）以上使用していることです。

- ・障がい者の通学のため
- ・障がい者の通院のため
- ・障がい者の通所等のため（通所等とは、通所もしくは入所している障がい者の施設への送迎等のほか日常生活のために使用しているもの）
- ・障がい者の生業のため（生業のためとは、障がい者の通勤、障がい者が事業を営んでいる場合はその事業のために使用しているもの）

「障がい者」の範囲

- (1) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、ただし、前ページ「2. 減免となる要件」のコードが 22～26 に該当する場合は、次の表に該当する障がいを有する者

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障がい		2 級及び 3 級
平衡機能障がい		3 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい		3 級
上肢不自由		1 級及び 2 級
下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 4 級までの各級
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう 又は直腸の機能・小腸機能障がい		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障がい		1 級から 3 級までの各級

- (2) 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者、ただし、前ページ「2. 減免となる要件」のコードが 22～26 に該当する場合は、次の表に該当する障がいを有する者

障がいの区分	重度障がいの程度
視覚・聴覚・平衡機能障がい、体幹不自由	特別項症から第 4 項症までの各項症
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい	特別項症から第 2 項症までの各項症
上肢・下肢不自由、心臓機能・じん臓機能・ 呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸 機能・肝臓機能障がい	特別項症から第 3 項症までの各項症

- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に障がいの程度が A 1、A 2、A 3 又は B 1 と記載されている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する一級の障がいを有する者